

## 国に福島原発処理水の海洋放出見直しを求める意見書

福島原発事故から12年、政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されていない。政府の1号機～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップは、30年～40年で廃炉にするとしてきたが、2021年実施の燃料デブリ取り出しも延期されて見通しは立たず、福島第一原発の廃止措置の完了形態も法的に定められていない。政府は、8月24日、原発事故により発生したタンク貯蔵汚染水をALPS処理水として海洋放出を決行した。

政府は「廃炉を計画的に進めること」「デブリ取り出し等に必要なスペースの確保」を理由に、海洋放出を決行したが、「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」という政府と東京電力の福島県漁業協同組合連合会や全国漁業協同組合連合会に対する2015年の文書約束を反故にするものである。また、政府は、福島県内農林水産業・消費者の協同組合による共同声明や福島県内自治体議会の海洋放出反対・慎重の意見書、宮城県などの周辺自治体の反対意見などの国内の声を無視し、アジアの近隣諸国を始め、昨年の国連総会で大統領が反対演説を行ったミクロネシア連邦やオーストラリアなど16か国が加盟する太平洋諸島フォーラムや全米海洋研究所協会などからの安全性への懸念など、世界の声を軽視している。

約132万トンを超えるタンク貯蔵汚染水を、年間22兆ベクレルを上限に30年を超えて放出する計画は、トリチウムや炭素14を含めた核種を、告示濃度限度以下にして流す計画は、海水で薄めても放射性核種の総量は同じである。放出水に含まれる全ての放射性核種の定量確認もないまま、多量の放射性核種を福島の海から流せば、太平洋に広がり、海洋環境が汚染される。東京電力は、海底土や海浜砂、生物への吸着・濃縮は、1年以内で平衡になると放出による放射能の蓄積とフィードバックを過小評価しており、政府は不十分な放射線影響評価を東京電力に見直しを求めるべきである。

被害の発生を前提にした風評対策の犠牲になるのは、原発の周辺地域が地道に取り組んできた「福島の復興」である。海洋放出以降、中国政府が日本産水産物を全面的に輸入禁止にしたこと等、被害額は計り知れず、今後も新たな被害が起きかねない。

よって、東村山市議会は、政府に対し、以下の事項と福島原発処理水海洋放出の中止を強く求めるものである。

1 福島第一原発事故及び汚染水発生の原点に立ち返り、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」とする福島県漁業協同組合連合会等との文書約束を守り、

理解と合意のないまま汚染水の海洋放出を中止すること。

2 政府は東京電力に対し、放出する全放射性核種の濃度、総量などの全情報を公開し、海底土や海浜砂、生物への吸着・濃縮による放射能の蓄積とフィードバックを再評価して、原子力規制委員会に改めて補正書を提出するよう求めること。

3 地下水の止水、大型タンク長期保管案やモルタル固化保管案等の検討、トリチウム分離技術の実用化など、汚染水についての抜本対策を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和5年10月5日  
東村山市議会議長 小町明夫

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長